

軽米町空き家バンク設置要綱

令和元年11月25日 軽米町告示第31号 制 定
令和3年2月17日 軽米町告示第11号 一部改正
令和3年3月30日 軽米町告示第27号 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽米町における空き家等の有効活用を通して、町民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域活性化を図るため、空き家バンクの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は該当各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住の用に供するため建築され、かつ、現に居住の用に供していない一戸建ての住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及び付属する工作物又は敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却、貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利用希望者 空き家バンクに登録された物件の購入又は貸借を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家等の売却、賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けた情報を町内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し、提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録物件)

第4条 空き家バンクに空き家等に関する情報の登録を希望する所有者等（以下「登録希望者」という。）は、空き家バンク物件登録申請書（様式第1号）及び空き家バンク物件登録台帳（以下「登録台帳」という。）（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類（運転免許証等の写し）
- (2) 登録を希望する空き家等（以下「登録物件」という。）の全部事項証明書
- (3) 固定資産税納税通知書
- (4) 土地所有者の承諾書（様式第3号）（登録物件の敷地が借地の場合）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合、内容等を確認し、適当と認めたとはい、登録台帳に登録するとともに、空き家バンク物件登録完了通知書（様式第4号）により当該物件登録希望者に通知するものとする。ただし、該当空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録台帳へ登録をしないものとする。

- (1) 所有者に町税等の滞納がある場合
- (2) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) その他町長が適当でないとして認めたもの。

（物件の登録事項の変更）

第5条 前条第2項の規定による登録完了の通知を受けた者は、物件台帳の登録事項に変更があったときは、空き家バンク物件登録変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届け出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、登録台帳の内容を変更するとともに、物件内容変更通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（物件の登録の取消し）

第6条 町長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、物件登録事項を登録台帳から削除するとともに、空き家バンク物件登録取消通知書（様式第8号）により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 該当空き家等に関する所有権その他の権利に異動があったことを知ったとき。
- (2) 物件登録の申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家バンク物件登録取消申請書（様式第7号）の提出があったとき。
- (4) 物件登録日から3年を経過したとき。ただし、物件登録者から登録更新の申し出があったときは、この限りではない。
- (5) その他町長が適当でないとして認めたとき。

（利用登録）

第7条 空き家バンクに登録された物件情報の提供を受けようとする空き家の利用希望者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク利用登録申請書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類（運転免許証等の写し）
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による登録の申請内容等を確認し、適当と認めるときは、空き家バンク利用者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するとともに、空き家バン

ク利用登録完了通知書（様式第 10 号）により当該利用希望者に通知するものとする。ただし、当該利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者台帳への登録はしないものとする。

- （1） 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがある者
- （2） その他町長が適当でないと認めた者
（利用登録事項の変更）

第 8 条 前条第 2 項の規定による登録完了の通知を受けた利用希望者は、利用台帳の記録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届（様式第 11 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その内容等を確認し、適当と認めたときは、利用者台帳の内容を変更するとともに、利用登録内容変更通知書（様式第 12 号）により利用希望者へ通知するものとする。

（利用登録の取消し）

第 9 条 町長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、利用登録事項を利用者台帳から削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第 14 号）により当該利用希望者に通知するものとする。

- （1） 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- （2） 利用登録の申請内容に虚偽があったとき。
- （3） 空き家バンク利用登録取消申請書（様式 13 号）の提出があったとき。
- （4） 利用登録日から 3 年を経過したとき。ただし、利用希望者から登録期間更新の申出があったときはこの限りでない。
- （5） その他町長が適当でないと認めたとき。

（情報提供等）

第 10 条 町長は、物件登録事項のうち登録された情報を町のホームページ等で情報提供するものとする。

2 町長は、必要に応じて、物件登録者及び利用希望者に対して、物件登録事項及び利用登録事項を提供する。

3 町長は、物件登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。また、交渉及び契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（契約締結の報告）

第 11 条 物件登録者は、利用希望者と空き家に関する売買又は賃貸借の契約を締結したときは、契約締結報告書（様式第 15 号）により町長に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 12 条 登録希望者、利用希望者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 個人情報（登録台帳又は利用者台帳から知り得た情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得し、収集し、作成し若しくは利用しないこと。
- （2） 個人情報を町長の許可なくして複写し、又は複製しないこと。
- （3） 個人情報を棄損、又は滅失することのないよう適切に管理すること。
- （4） 保有する必要がなくなった個人情報を適切に破棄すること。
- （5） 個人情報の漏えい、棄損、滅失等の事案が発生した場合は、遅滞なく町長に報告し、その指示に従うこと。

（暴力団の排除）

第 13 条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 条に規定する暴力団員及び軽米町暴力団排除条例（平成 27 年輕米町条例第 22 号）第 2 条に規定による暴力団員等であると認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。